

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成16年10月22日

今般の法改正のうち、企業年金関係について、平成17年10月施行部分の施行のため、平成16年10月14日付けで厚生労働省より「平成16年年金改正法による企業年金関係改正の施行に伴う厚生年金基金令の改正に関する意見募集について」というパブリックコメントが出されております。意見募集ののち、本年末を目途に法令の改正などが行われる予定です。その内容につきまして、今回から3回、集中連載にてお届けします。

企業年金のポータビリティの確保 (年金通算措置) その1

1. 基本的考え方

現在は、個人単位での権利義務の移転は以下の場合にのみ認められており、脱退一時金相当額の移換は厚生年金基金から厚生年金基金連合会へ移換する場合のみできることとなっている。

事業所単位の権利義務移転は、
厚生年金基金間
確定給付企業年金間
確定給付企業年金から厚生年金基金

において行える。

先の通常国会において、企業年金制度の中途脱退者が受給する脱退一時金に年金化の途を開くことを目的として厚生年金保険法等の改正が行われ、

厚生年金基金・確定給付企業年金間であらかじめ規約で資産移換できる旨を定めている場合には、加入員(者)の申出により、脱退一時金相当額の移換を行うとともに、この移換が困難な場合は、企業年金連合会(厚生年金基金連合会を改称)で引受けを行うこと。

厚生年金基金・確定給付企業年金から、加入員(者)の申出により企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金へ資産移換を行うことが可能となった。

今般の政省令の改正は、これらの脱退一時金相当額の移換が行われる際の加入期間の取扱い等について定めるものである。その基本的考え方は以下のとおりである。

2. 確定給付企業年金間の移行

2-1 脱退一時金相当額の移換

(1) 加入者期間の取扱い【政令、省令、通知】

脱退一時金相当額の算定基礎期間の全部又は一部について、移換先の確定給付企業年金は加入者期間に合算することとする。

(2) 移換申出期限【政令】

本人は、移換元確定給付企業年金の加入者の資格を喪失したときから1年以内かつ移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

氏名・性別・生年月日・住所
移換する脱退一時金相当額及び加入者が拠出した掛金額

脱退一時金相当額の算定基礎期間

(4) 脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の加入者期間【政令】

脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者は、加入者期間が20年未満の者とする。

注) 加入者期間が20年未満であっても、当該確定給付企業年金の受給権を有する者は、移換できない(法律)。

2-2 権利義務移転

加入者期間の取扱い【政令、省令】

移転先確定給付企業年金が、移転元確定給付企業年金の支給に関する権利義務を承継する場合には、移転元確定給付企業年金の加入者期間を移転先確定給付企業年金の加入者期間とみなすこととする。

現在は、権利義務移転時の加入者期間の取扱いについては規定されていない。

2-3 再加入する場合

前後の加入者期間の取扱い【通知】

確定給付企業年金は、他の確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受ける旨の規約を定める場合には、元確定給付企業年金へ再加入する者(元確定給付企業年金において脱退一時金を受給した者を除く。)について、前後の加入者期間を合算することとする規約を定めなくてはならないこととする。

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成16年10月22日

3. 厚生年金基金から確定給付企業年金への移行

基本部分は企業年金連合会に移転される。確定給付企業年金に移換されるのは加算部分のみ。

3-1 脱退一時金相当額の移換

(1) 加入員期間の取扱い【政令、省令、通知】

厚生年金基金の加算加入員期間の全部又は一部について、確定給付企業年金は加入者期間に合算することとする。

加算加入員期間の一部を合算する場合においては、確定給付企業年金は、合理的な範囲で行うものとする。

(2) 移換申出期限【政令】

本人は、厚生年金基金の加入員の資格を喪失したときから1年以内かつ確定給付企業年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

氏名・性別・生年月日・住所

移換する脱退一時金相当額

加算加入員期間

3-2 権利義務移転

個人単位の権利義務移転【政令、省令】

厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転について法律で規定されたことに伴い、個人単位の権利義務移転もできることとする。

加入員期間の取扱い【政令】

確定給付企業年金が、厚生年金基金の支給に関する権利義務を承継する場合においては、厚生年金基金の加算加入員期間を、確定給付企業年金の加入者期間とみなすこととする。

移換申出の手続等【政令】

申出の手続等については、確定給付企業年金間の権利義務承継と同様に定める予定。

代行部分の現価相当額の計算【政令、告示】

厚生年金基金から確定給付企業年金へ権利義務を移転する際に企業年金連合会が徴収する現価相当額については、厚生労働大臣が定めるところ(厚生年金基金の解散時に移換する最低責任準備金に準ずる。)により計算したものとする。

注)現在は個人単位の責任準備金は計算していないため、最低責任準備金を、過去期間代行給付現価で按分して計算した額とする。

なお、厚生年金基金の分割時、厚生年金基金間の権利義務承継時についても同様に、過去期間代行給付現価で按分することとする。

権利義務移転承継時の給付減額【省令】

厚生年金基金から確定給付企業年金へ権利義務承継する場合であってやむを得ない事由がある場合を、給付減額の理由に追加する。(既存の確定給付企業年金間での権利義務承継時と同様。)

4. 厚生年金基金間の移行

4-1 脱退一時金相当額の移換

厚生年金基金間の脱退一時金相当額の移換は、基本部分の権利義務移転に併せて行う。

(1) 加入員期間の取扱い【政令、省令、通知】

基本部分の移換(権利義務移転)について

移換元厚生年金基金の加入員期間を、移換先厚生年金基金の加入員期間とみなすこととする。

加算部分(脱退一時金相当額)の移換について

移換元厚生年金基金の加算加入員期間の全部又は一部について、移換先厚生年金基金は加算加入員期間に合算することとする。

加算加入員期間の一部を合算する場合においては、移換先厚生年金基金は、合理的な範囲で行うものとする。

(2) 移換申出期限【政令】

本人は、移換元厚生年金基金の加入員の資格を喪失したときから1年以内かつ移換先厚生年金基金の加入員の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

氏名・性別・生年月日・住所・基礎年金番号等

現在、厚生年金基金から厚生年金基金連合会へ引き継いでいる事項と同様に規定する予定。

移換する脱退一時金相当額

加算加入員期間

(4) 脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の加入員期間【政令】

現在は、加入員期間が15年以上の場合は中途脱退者とならないが、これを20年以上の場合とする。
注)加入員期間が20年未満であっても、当該厚生年金基金の受給権を有する者は、中途脱退者とならない(法律)。

<その2に続く>